

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	南知多町

南知多町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 南知多町建設経済部産業振興課
所 在 地 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地
電 話 番 号 0 5 6 9 - 6 5 - 0 7 1 1
F A X 番 号 0 5 6 9 - 6 5 - 0 6 9 4
メールアドレス nousui@town.minamichita.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、トビ、カモ類（ヒドリガモ、スズガモ、カルガモ、キンクロハジロ）、ヒヨドリ、ハクビシン、タヌキ、キツネ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	愛知県知多郡南知多町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
カラス	野菜	50千円	20a
	果樹	21千円	0.01a
ハクビシン	果樹	627千円	8a
キツネ	野菜	8千円	0.04a
カモ類	のり	3,200千円	—
合計		3,906千円	28a

※ 被害数値については、被害報告を基に作成。

カモ類については、漁業協同組合からの聞き取り結果より作成。

（2）被害の傾向

・カラス、ハクビシン、ヒヨドリ 被害は町内全域発生しており、畑作農家、果樹農家からの被害報告を受けている。 ・タヌキ、キツネ 一部の畑作農家からの被害報告を受けており、今後被害拡大の可能性が考えられる。 ・トビ 生息数が多く被害報告があるため、実態を調査している。 ・カモ類 11～12月にのりの食害が発生する。

（3）被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
農作物被害	28a	706千円	23a	565千円
水産物被害	—	3,200千円	—	2,560千円

2割減目標

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ カモ 漁業協同組合が捕獲業者等へ委託し、ノリ養殖時期に猟銃による捕獲を実施している。	ノリの食害は僅かな減少である。
防護柵の設置等に関する取組	農家が個々に設置する。	地域ぐるみで被害防止対策が必要である。
生息環境管理その他の取組	放任果樹の減少を目指し、耕作放棄地減少に努める。	優良農地以外の場所では、高齢化にともない耕作放棄地が増加している。

(5) 今後の取組方針

・ カラス、トビ、ヒヨドリ カラス撃退マシンなどによる被害防除を実施する。 カラス等を誘引する要因（農作物及び水産物残渣、レジャーのごみや餌付けなど）を調査し、解消を図る。 ・ ハクビシン等の獣類 貸出用捕獲箱の希望があった場合は、捕獲箱の貸し出しを行う。 防護柵の設置等、侵入防止に力を入れていく。 ・ キツネ 誘引する要因（農作物及び水産物残渣、レジャーのごみや餌付けなど）を調査し、解消を図る。 ・ カモ類 漁業協同組合が駆除委託を継続して実施する。 ・ 共通 今までは有害鳥獣への対応は駆除がメインであったが今後は侵入防止にも力を入れるため、他地域で取り組まれている効果的な方法があれば参考にし、積極的に取り入れる。 有害鳥獣の実態や被害を把握するため、聞き取り、現場確認などを行う。 被害防止に関する理解を深めるため、PRパンフレットなどによる情報提供を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・ カラス 農林業者が農林業被害の防止を目的に自らの事業地内において捕獲する場合は、捕獲許可要件を審査のうえ許可する。 ・ ハクビシン等の獣類
--

貸出用捕獲檻を活用し、捕獲体制の整備を行う。 農林業者が農林業被害の防止を目的に自らの事業地内において捕獲する場合は、捕獲檻を貸出し、捕獲許可要件を審査のうえ許可する。
・カモ類 漁業協同組合が捕獲業者等へ委託した後に、捕獲許可要件を審査のうえ許可する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ハクビシン等の獣類	捕獲用の檻を必要数に応じて随時購入していく。農家等にわな資格を積極的に取得するよう指導する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・ハクビシン等の獣類 農作物被害と生息状況を確認しながら適切な捕獲を行う。 ・カモ類 以前の駆除実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるように設定する。被害が甚大に及ぶ場合は、臨機応変に対応する。 捕獲数を増やす。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
ハクビシン(頭)	5	5	5
タヌキ(頭)	1	1	1
カモ類(羽)	60	60	60

捕獲等の取組内容
・ハクビシン等の獣類 捕獲許可申請者に許可証を発行し、被害地域に捕獲檻を設置し、捕獲を図る。 ・カモ類 漁業協同組合が駆除業者に委託し、銃猟による駆除を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・カモ類 のりの食害が多発するため、漁業協同組合が駆除業者に委託し、銃猟によ

る駆除を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南知多町	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7年度	8年度	9年度
ハクビシン等の獣類	被害状況に応じて、各農家へ侵入防止柵を設置するように指導する。捕獲の要望が多くあった場合は、他市町で取り組まれている方法があれば、参考にして導入を検討する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7年度	8年度	9年度
ハクビシン等の獣類	各農家が管理する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～令和9年度	ハクビシン等の獣類	地域全体での防除の意識啓発のため、侵入防止柵の管理や農作物等の残渣を放置しない等鳥獣を誘引しないように注意喚起、情報発信を行う。
	カラス トビ ヒヨドリ	カラス撃退マシンなどによる被害防除を実施する。 農作物等の残渣を放置しない等鳥獣を誘引しないように注意喚起、情報発信を行う。

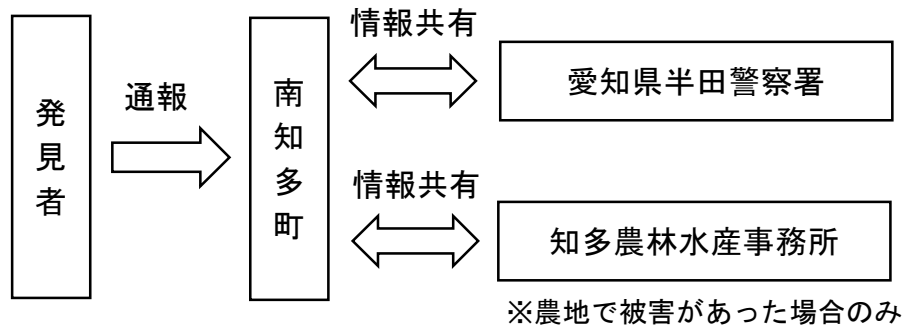
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南知多町	状況把握及び住民への情報提供、被害防止、鳥獣捕獲及び駆除を実施
農業協同組合	農業者の被害状況把握
漁業協同組合	漁業者の被害状況把握及び被害防止を実施

(2) 緊急時の連絡体制

町民からの勤務時間外の通報に対しては、宿・日直者に緊急連絡先を明らかにしておく。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

許可を受けた者が殺処分後、適正に処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないため該当なし。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

設置予定なし	
協議会の名称	
構成機関の名称	
役割	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南知多町産業振興課	住民の安全確保、情報提供
南知多町まちなみ環境課	有害鳥獣捕獲許可事務
愛知県知多県民事務所 環境保全課	鳥獣の保護管理の適正化、情報提供
愛知県農業共済組合 半田出張所	農作物被害情報の収集・提供
愛知県知多農林水産事務所 農政課	農作物被害対策に関する指導・助言
愛知県知多農林水産事務所 農業改良普及課	農作物被害対策に関する指導・助言
愛知県警半田署	住民の安全確保、 身体等の被害があった場合の対応

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置予定なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での防除の意識啓発のため、地域が主体となって被害防止策を講じるよう、パンフレット等を活用して情報提供を推進する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策に先進的な手法を取り入れ、かつ、被害の防止に成功している事例があれば、視察等により南知多町においても実施可能か検討する。 今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合わせて修正を行う。
--